

若者等定住促進事業のあらまし

(平成28年4月1日～平成31年3月31日)

種類	補助金等の額	補助対象事業の範囲及び補助要件
住宅新築補助金	工事費の10%以内 (限度額200万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ永住の意志がある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③申請後2年以内に建築の完成を認める者 ④補助金は1戸1件を対象とします。 ⑤申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受け建設する場合は対象となりません。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。 ⑥工事完成後に補助金を交付します。 ⑦工事完成後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅増改築補助金	工事費の10%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。
空き家等取得補助金	取得費の10%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて取得する場合は対象となりません。 ④空き屋等取得後に補助金を交付します。 ⑤空き屋等取得後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅用地取得補助金	取得費の100%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③住宅用地面積100㎡以上取得した者 ④用地取得後に補助金を交付します。
U・Iターン助成金	夫婦 10万円 単身 5万円 2歳以上18歳以下の 子供1人につき2万円	①天龍村に50歳以下でU・Iターンした者で、居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 (夫婦の場合は居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②村内に居住した日から起算し、2年経過後に支給します。 ③支給後の再転入は支給しません。 ④申請時において2歳未満の子供がいる場合は、その子供に対し出産祝金の額を交付します。
後継者助成金	5万円	①新規学卒後、村内に居住及び住所を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意志がある者 ②卒業した日から起算し、12か月経過後に支給します。ただし、申請時に12か月以上の居住及び住所要件を満たしている必要があります。
通勤助成金	1kmあたり8円 (限度額 月8,000円) 年間支給額 「8円×最短通勤往復距離 ×1か月の通勤日数(22日 を上限とする)×通勤月数」	①1月1日の申請基準日において天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志がある者 ②村外の就業地に勤務している者、及び村長が特別に認めた者 ③支給は50歳到達月(50歳以上であっても、村内に住所を有する子供をもつ保護者は、その子供の義務教育が修了するとき)までとし、毎年1月から12月までの間を一括支給します。ただし、当該月の勤務日数が15日を欠くときは支給の対象となりません。 ④消防団員にあつては、年間支給額に10%の額を加算し支給します。
結婚祝金	国内、外国人との結婚を問わず 1組 5万円	①天龍村に2年以上居住及び住所を有する50歳以下の者で、かつ、永住の意志のある夫婦(居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②結婚祝金は重複して支給しません。
出産祝金	第1子 20万円 第2子 20万円 第3子 50万円 第4子以降は第3子と同額	①父母のいずれかが天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある父母

※詳細は、総務課むらづくり推進係へお問い合わせください。